

| 分類    | 事業名（対象者・内容）  |
|-------|--|
| 子育て支援 | <p><b>保育料第2子以降無料化事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等へ入所している第2子目以降の子ども。</p> <p>内 容： 第2子目以降の保育料の無料化。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>   |
|       | <p><b>子育て支援助成事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、保育所等に児童を入所させている保護者。</p> <p>内 容： 保育料を完納した保護者に年間保育料の3割相当額を支給するもの。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p>  |
|       | <p><b>おむつ等乳児日常生活用品購入費助成金事業</b></p> <p>対象者： 次に定めるすべての要件を満たした保護者。<br/>                     ①2歳未満児を養育していること。<br/>                     ②保護者及び対象乳児等が基準日（4月1日、10月1日）時点並びに支給決定時において本村の住民基本台帳に記載されていること。</p> <p>内 容： 対象乳児等の満2歳の誕生日の属する月まで、乳児等1人につき月額4,000を助成。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 福祉係》 TEL：0278-24-5111（内131）</p> |
|       | <p><b>あかちゃん誕生祝金等支給事業</b></p> <p>対象者： 次のいずれにも該当する者。<br/>                     ①誕生した児を出産した者とその配偶者で引き続き村に居住する者。<br/>                     ②誕生した児及び出産した者とその配偶者が本村の住民基本台帳に記載されている者。</p> <p>内 容： 対象児1人につき10万円を支給。</p> <p>問合せ： 《保健福祉課 健康係》 TEL：0278-24-5111（内132）</p>   |
|       | <p><b>小中学校給食費一部補助</b></p> <p>対象者： 村内小学校または中学校に在籍している児童または生徒の保護者。</p> <p>内 容： 学校給食費の一部補助。</p> <p>問合せ： 《給食センター》 TEL：0278-24-6210</p>   |
|       | <p><b>昭和村立小中学校児童生徒の遠距離等通学費補助事業</b></p> <p>対象者： 本村に住所が有り、昭和村立小中学校に通学する児童生徒のうち、一定の距離以上から通学するもの。</p> <p>内 容： 自宅から学校までの通学距離に応じて補助金を支給するもの。また、路線バスを利用した場合にも定められた基準により支給する。</p> <p>問合せ： 《教育委員会事務局 学校教育係》 TEL：0278-24-5120</p>  |

| 分類   | 事業名（対象者・内容）   |
|------|---|
| 住宅支援 | <p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者： 村内への定住等を目的とした閲覧申請者に対し、情報を提供するもの。</p> <p>内 容： 個人が住居を目的とした現に居住していない村内に存在する建物及び敷地等を登録し、村内への定住等を目的とした閲覧申請者に閲覧させるもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>   |
|      | <p><b>昭和村住宅リフォーム補助金制度</b></p> <p>対象者： ①昭和村に住民登録があり、対象住宅を所有している方。<br/>②住宅所有者及び全世帯員に村税等の滞納がない方。<br/>③工事について、村の他の助成制度等を受けない方。</p> <p>内 容： 村民の住環境の向上を図るために行う住宅の修繕、改築、増築等のリフォーム工事費用に対して補助を行うもの。</p> <p>問合せ： 《建設課整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p>  |
|      | <p><b>昭和村定住に伴う新築住宅建設補助金制度</b></p> <p>対象者： ①世帯責任者（主として世帯の生計を維持している者）による申請で、配偶者を有していること。<br/>②世帯責任者が所有し、家族との住居を目的に新たに建設された住宅であること。<br/>③世帯全員が住民基本台帳に記載されていること。<br/>④新築住宅の総床面積が50平方メートル以上200平方メートル未満であること。<br/>⑤その世帯員に村税等の滞納がないこと。<br/>⑥申請者が新築住宅の引き渡しを受けた日において、45歳以下であること。<br/>⑦本村に10年以上定住すること。<br/>⑧簡易水道事業、農業集落排水事業（戸別浄化槽事業）に世帯責任者名義で加入していること。（母屋等からの分岐・接続は認められません。）<br/>⑨昭和村景観条例に申請し、適合通知を受けていること。</p> <p>内 容： 昭和村に定住することを目的として村内に新築住宅を建設する者に対し補助を行うもの。</p> <p>問合せ： 《建設課 整備係》 TEL：0278-24-5111（内161）</p> |
|      | <p><b>昭和村借上賃貸住宅事業</b></p> <p>対象者： 昭和村借上賃貸住宅事業において、借上賃貸住宅建て主決定通知書の交付を受けた賃貸住宅に入居している入居者。</p> <p>内 容： 入居者の家賃負担の軽減を図るため、入居者に対し家賃助成をするもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 広報統計係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>   |
|      | <p><b>昭和村結婚新生活支援事業</b></p> <p>対象者： ①H31.1.1からR5.3.31までに婚姻届を提出し受理された世帯<br/>②夫婦の所得を合計した金額が400万円未満である世帯<br/>③夫婦共に婚姻時における年齢が39歳以下の世帯 ほか</p> <p>内 容： 結婚し、昭和村で新生活を始める方の住居費や引っ越し費用を補助するもの。</p> <p>問合せ： 《企画課 地域振興係》 TEL：0278-24-5111（内141）</p>  |
|      | 農業体験・就農支援   |